

令和 8 年度学童保育所 入所のご案内

一次受付 令和7年11月 4日(火)から
令和7年11月14日(金)まで

二次受付期間は、令和7年11月17日
(月)から令和8年1月30日(金)まで

※ 一次受付で申請された方が優先となります。一次受付後に申請
された方は、一次審査後残りの空き枠の中での利用調整となります。

令和7年度から入所基準が変わっています!!

- ・ 就労日数が週4日以上
- ・ 就労時間が月64時間以上
- ・ 終業時間が15時以降
- ・ 上記全てを満たさない場合、求職扱いとなります

上記の基準をご理解いただいた上で、申請をしてください。

窓口受付・お問合せ

〒349-0215

白岡市千駄野445番地 はびすしらおか1階

白岡市役所 健康福祉部こども保育課 学童保育担当

電話番号 0480-92-1111

お願い

学童保育所入所に必要な内容が記載されています。

申請前に必ずよくお読みください。

こちらの案内は大切に保管してください。

目次

ページ

1. 学童保育所（児童クラブ）とは	1
2. 学童保育料について	2
3. 入所基準	3
4. 入所するまでの流れ	4
5. 入退所に関する留意事項	5
6. その他	5
よくあるお問い合わせ	6～7
学童保育所入所審査基準（審査票）	8

【各様式】

学童保育所入所申請書	9
学童保育所入所における確認書（同意書）	10
記入例	11～12
就労証明書	13～16
誓約書	17

1. 学童保育所（児童クラブ）とは

保護者の就労等により、放課後や長期休暇等に保育の必要性がある市立小学校に就学している児童に対し、適切な遊び・生活の場を与えて、児童の健全な育成を図るための施設です。

平成30年度から運営に指定管理者制度を導入しています。

指定管理者：シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

❁ 対象児童

白岡市在住で市内の小学校に就学している1年生～6年生のうち、その保護者が就労等により常時留守になっている世帯の児童。

※入所基準や入所期間は、3ページの「3. 入所基準」をご確認ください。

❁ 保育時間

平日	放課後 ～ 午後7時
土曜日・長期休暇	午前7時30分 ～ 午後7時

※保護者の就労時間等により、必要最低限の範囲内で利用可能です。土曜日等で保護者が家にいる場合、保育をお断りすることがございます。家族の時間を大切にしてください。

❁ 閉所日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

学校が休校となった場合（学校の創立記念日、運動会等の振替休日を除く）

❁ 市内の学童保育所一覧（HP：<http://shiraokagakudou.ciao.jp/>）

	児童クラブ名	収容定員	所在地	電話番号
南 小学校内	南児童クラブ	160名	小久喜 524-1(南小学校敷地内北側)	93-2732
	南第二児童クラブ		小久喜 603-4(南児童クラブ南側)	
	南第三児童クラブ		小久喜 603-1(南第二児童クラブ南側)	
西 小学校内	西児童クラブ	140名	西 6-3-1(西小学校駐車場内)	92-9653
	西第二児童クラブ		西 6-3-5(西小学校北側校門脇)	93-5859
	西第三児童クラブ		西 6-3-1(西第二児童クラブ西側)	
東 小学校内	東児童クラブ	100名	新白岡 2-28-1(東小学校プール脇)	92-8472
	東第二児童クラブ		新白岡 2-28-3(東小学校体育館北側)	91-3580
菁莪 小学校内	菁莪児童クラブ	75名	上野田 101-1(菁莪小学校正門左側校舎1階)	92-8580
	菁莪第二児童クラブ			
篠津 小学校内	篠津児童クラブ	120名	篠津 2644(篠津小学校正門左側校舎1階)	93-4936
	篠津第二児童クラブ		篠津 2621-9(篠津小学校正門左側)	
	篠津第三児童クラブ		篠津 2644(篠津小学校プール前)	53-6678

2. 学童保育料について

○学童保育料（市へ納付）

月額 7,000円

※出席日数による日割計算はいたしません。

- (1) 学童保育料は、口座振替での納付をお願いしています。毎月末日（金融機関が休業の場合、翌営業日）に引き落としとなります。入所が決定しましたら、口座振替の手続きを必ず行ってください。新規で入所口座振替を利用している兄弟がいる場合や過去に学童保育料の口座振替を利用している場合は、口座情報が引き継がれますので、口座振替の登録は不要となります。引き落とし口座の変更を希望する場合は、口座登録の手続きが必要となります。
- (2) 生活保護法による被保護世帯や、教育委員会による就学援助を受給されている世帯は、申請により学童保育料は免除となります。免除申請は毎年度必要です。就学援助制度の認定は例年6月下旬に決定となりますので、教育委員会から就学援助受給決定通知が届きましたら、すみやかにこども保育課まで免除申請をおこなってください。なお、就学援助の決定通知日から3か月以内に申請が必要となります。期限を過ぎた場合、申請月の翌月からの免除になりますのでご注意ください。
- (3) 納付書で学童保育料を納付する方は、必ず納期限までに保育料を納付してください。口座振替で学童保育料を納付する方は、月末まで引落口座の残高をご確認ください。
残高不足等で口座振替ができなかった場合は、送付する納付書を用いて指定金融機関等でお支払いをお願いいたします。

○おやつ代（指定管理者へ納付）

月額 2,000円

※おやつ代は変更となる可能性があります。

おやつ代は、各児童クラブでの徴収となります。納期限や支払方法については、通われる児童クラブにご確認ください。

※児童クラブで行事（遠足等）が行われる場合などは、保育料やおやつ代とは別に実費負担が生じる場合があります。

○学童保育料等の滞納について

学童保育料は、学童保育所を運営していく上で、必要な経費です。

正当な理由なく学童保育料等の滞納が続く場合には、退所していただく可能性があります。

また、学童保育所の入所審査の減点対象となるだけでなく、入所をお断りする可能性があります。

3. 入所基準

学童保育所に入所できる児童は、保護者が次のいずれかの事情に該当する場合です。申請の際は、その証明（保育を必要とする状況が確認できる書類）を提出してください。

項目	事由	内容	入所期間	提出が必要な書類
1	居宅外就労	居宅外の労働を常態※ としている場合 ※常態とする基準 就労時間 月64時間以上 就労日数 週4日以上 終業時間 15時以降	年度末まで	「就労証明書」 ※ 発行から <u>3か月以内</u> のもの ※ 勤務日が曜日固定でない方は、直近のシフト表を添付してください。 ※ 以下にあてはまる方は追加書類が必要です。 【自営業中心者】 営業許可証・開業届・請負契約書・受注書 等 【自営業協力者】 最新の確定申告書・給与明細 等
	居宅内就労	居宅内で、児童と離れて 日常の家事以外の労働 を常態としている場合		
2	病気等	病気やケガのため、または心身に障がいがある場合	疾病・障がいのため、 保育を必要とする期間	「診断書」 ※ 発行から3か月以内のもの 疾病名、療養（入院・通院）期間、 保育ができない理由の記載があるもの（「保育ができない理由」 の記載がない場合、受理できません）
3	親族の介護・看護	親族を介護又は看護している場合	介護・看護のため、 保育を必要とする期間	「診断書」・「障がい者手帳」 ケアプランの写し 等
4	出産	妊娠中であるか出産する場合	出産予定月をはさんで2か月前から2か月後まで	「母子健康手帳」 ※保護者の名前と出産予定日が記載されているページの写し
5	災害復旧	震災、風水害、火災などの災害のため、復旧に当たっている場合	復旧にあたっている期間で、最長で年度末（3月31日）まで	「罹災証明書」
6	求職活動・内定	・求職活動を継続的に 行っている場合 ・週4日以上、月64時間以上、15時以降終業に満たない場合 ・4月から就労予定または、就労の要件に該当する場合	入室した日から2か月 ※ 期間終了までに就労証明書の提出が無い場合は退所となります。	「誓約書※」または4月からの就労予定が分かる書類（雇用契約書等） ※12ページをご記入ください。
7	就学	学校または就業訓練校等に在学している場合（趣味の講座、カルチャースクール等は申込み対象外）	保護者が就学する期間で、最長で年度末（3月31日）まで ※就労と同条件の就学に満たない場合は、求職活動と同様の入室期間となります。	（保育を必要とする期間の） 「就学証明書」または「学生証」及び「時間割表」

※学童保育所は毎年度の申請となります。継続利用の方も毎年度の申請となりますのでご注意ください。

4. 入所するまでの流れ

入所の申込み

❖令和8年4月入所希望の場合

【一次受付】令和7年11月 4日（月） ～ 令和7年11月14日（金）

【二次受付】一次受付終了後 ～ 令和8年1月30日（金）

※（審査は1次審査終了後に行います）

受付場所 新規入所者：はびすしらおか内「こども保育課」

継続利用希望者：はびすしらおか内「こども保育課」・「各児童クラブ」

※兄弟姉妹で同時に提出する場合のみ、新規申込分も児童クラブで提出可能です。

受付時間 午前8時30分～午後5時15分 土日祝日は除く

郵送での受付は認めておりません。

※一次受付で申請された方が優先となります。一次受付終了後に申請された方は、一次受付審査後、残りの空き枠の中での利用調整となります。

※育児休業からの復職等で、令和8年5月以降に入所をご希望で、申請書類がご用意できる場合には、上記期間内にお申込みください。

❖令和8年度5月以降入所希望の場合

【随時受付】入所希望月（5月以降）の前月10日まで

10日が土日・祝日の場合には、休日の前日までに申請してください。

●提出書類チェックリスト

☐	学童保育所入所申請書（6ページ）
☐	同意書（7ページ）
☐	保育を必要とする状況が確認できる書類（3ページ参照）*1, 2
該当者のみ	課税所得証明書*3
	転入前の自治体で取得してください。なお、自治体ごとに証明書のタイトルは異なります。所得金額、所得控除の内訳、所得割課税額の記載がある証明書が必要です。

入所審査

*1：保護者全員分の（未成年者を除く）証明が必要です。65歳未満で健康な祖父母と同居されている場合も、保護者として証明が必要です。

*2：兄弟で申請される場合でも提出書類は1部ずつ提出してください。保育を必要とする状況が確認できる書類は、原本1部以外はコピーでの提出も可能です。

*3：令和7年1月1日時点で白岡市にご住所がない方（なかった方）は、保護者の課税所得証明書の提出が必要です

※不足書類がある場合には、申請を受付できません。

入所保留

毎月の選考

入所決定

利用開始

○ 入所決定の適正化を図るため、申込み順ではなく、「家庭でどのくらい保育を必要としているか（就労状況・児童・家庭状況）」を入所審査票で点数化し、点数の高い順に入所を決定します。入所基準を満たされている場合でも、クラブの定員上、入所のご案内ができない場合がございます。あらかじめご了承ください。

○ 一次受付の審査結果については、1月下旬を目安に発送いたします。入所・保留にかかわらず郵送いたします。

○ 入所保留となった場合、引き続き年度末（令和9年3月）まで入所の審査対象となります。クラブに空きができた場合のみ、ご連絡させて

○ 入所決定通知に同封されている「児童調査書」を記入し、各児童クラブへ提出してください。また、各クラブから利用に関する説明を受けてください。

○ 学童保育料口座振替の登録をおこなってください。

5. 入退所に関する留意事項

1. 夏休み等の長期休暇を見越して、早期からの入所申請はご遠慮ください。長期休暇用の利用申請は別にあります。長期休暇用の入所案内については、5月中旬頃の配布を予定しています。
2. 退所は原則、月末付とします。やむを得ず、月途中での退所をご希望の場合には、事前にこども保育課へご相談ください。
3. 児童が病気等で児童クラブの利用が困難な場合、休所することができます。ただし、休所は原則1か月単位とし、年間2か月を限度とします。2か月以上休所する場合には、退所していただく必要があります。休所は原則、休所される前月末までに届出が必要になります。提出が遅れた場合、受理できませんのでご了承ください。やむを得ない事情で提出が間に合わない場合は、事前にこども保育課または学童クラブにご連絡ください。
4. 保護者が育児休業中の場合、家庭での保育が可能であるとみなし、児童クラブの利用はできません。復職予定の方については、復職月からの入所が可能です。
ただし、現在育児休業中で4月入所希望の方は、5月の第3週までに職場復帰して頂ければ4月入所が可能です。
5. 入所決定後に入所辞退される場合には、届出が必要です。保育料が発生してしまいますので、すみやかにこども保育課へ届け出てください。また、入所辞退した後に、再度入所を希望される場合には再申請が必要です。定員の空き状況によっては、ご案内できない可能性もございますのでご注意ください。

6. その他

1. 入所児童は、傷害保険に加入します。(保険料は指定管理者が負担します。)
2. 学校給食がない日はお弁当を持参してください。
3. 児童クラブで学習指導はおこないません。
4. 児童クラブは集団生活をする場であり、ルールがございます。ルールや決まりが守れず、クラブ運営や他の児童の安全な見守りに支障をきたす場合、保護者に相談のうえ、退所となる場合がありますのでご注意ください。
5. 家庭状況や入所要件に変更があった場合は、「学童保育所内容変更届」と必要な書類を添付して提出してください。

よくあるお問い合わせ

入所申請について

Q. 一度入所決定になれば、6年生まで入所することはできますか？

A. できません。入所期間は最長で年度末（3月31日）までになります。

翌年度の4月以降も入所を希望する場合は、新たに申込が必要です。

Q. 申請すれば必ず入所できますか？

A. 利用希望児童数が定員数を超えた場合、先着順や抽選ではなく入所を必要とする事由や世帯状況等を指数化して選考を行い、指数の高い方から入所となります。そのため、申請をしても入所できない場合があります。

Q. 入所を希望するクラブ名はどこを記載すればいいですか？

A. 申請できる児童クラブは、原則として通学する小学校の児童クラブになります。第1～第3児童クラブの振り分けは入所決定後に学年や地区ごとで行うため、申請時は、通われる小学校内のクラブ名を1つ記載してください。

Q. 兄弟姉妹で同時に申請する場合、申請書等は2部必要ですか？

A. 入所申請書及び同意書は入所を希望する児童につき、1部ずつ必要です。

各証明書類は、原本の添付があれば、残りは写しでの提出も可能です。

Q. 新1年生新規申込の場合、児童クラブへ申請書の提出はできますか？

A. 現在、兄姉が児童クラブに入所しており、上の子の児童クラブ継続申請と同時に弟妹の新規申込を行う場合のみ、児童クラブへの提出が可能です。

新規申込のみを行う場合は、こども保育課窓口に申請してください。

Q. 就労証明書等が提出期限までに用意できない場合はどうなりますか？

A. 申請期間内に保育を必要とする証明書類の提出がない場合は、求職活動扱いとして指数を決定します。求職活動扱いとなるため、入所決定となったとしても、後日保育を必要とする書類の提出が必要です。

Q. 現在、就労の要件を満たしていないが、4月から就労時間を増やして就労の要件を満たす予定の場合、就労証明書はどのように記載しますか？

A. 就労証明書に4月からの見込時間が記載できる場合、内定扱いとして指数を決定します。記載できない場合、現在の就労状況で指数を決定します。

なお、内定扱いで入所決定となった場合、求職活動と同様入所決定期間内までに就労証明書の提出がないと、退所となります。

学童保育料について

Q. 学童保育料はどのように支払えばいいですか？

A. 原則として、口座振替にてお支払いください。入所決定後に「口座振替依頼書」を送付しますので、指定金融機関でのお手続きを行うか、こども保育課窓口にてペイジー口座振替受付サービスでも口座登録が可能です。

Q. 学童保育料の口座振替は兄弟で登録済みの口座が自動的に弟妹に引き落とし口座として登録されますか？

A. 登録されます。引落口座の変更を希望される場合は、指定金融機関またはこども保育課窓口でお手続きをしてください。

Q. 学童を月に一度も利用しませんでした、学童保育料は発生しますか？

A. 児童クラブに在籍となっている間は、学童保育料をご負担いただきます。

Q. 就学援助の申請を教育委員会に行いましたが、学童保育料の減額・免除申請は別途申請する必要はありますか？

A. 就学援助と学童保育料の減免制度は、異なる手続きとなるため、それぞれ申請が必要となります。就学援助決定者には、7月頃に減免申請の案内を送付しますので、就学援助決定後に減免申請を行ってください。

その他

Q. 入所保留となった場合、いつ入所できますか？

A. 入所保留者がいる児童クラブに空きが出た場合、指数の高い方からご連絡し、入所の意向確認をさせていただきます。ただし、空きが出た場合のみ、入所の案内を行うため、年度末まで入所できない場合もあります。

Q. 長期休暇のみ利用したいのですが、利用できますか？

A. 利用可能です。ただし、児童クラブの空き状況によっては、希望する児童クラブへ入所できない可能性があります。

Q. 入所申込後、世帯状況等が変わったが、変更の手続きは必要ですか？

A. 住所、世帯構成、保育を必要とする理由、勤務先や勤務時間に変更が生じた際は速やかに児童クラブまたは、こども保育課窓口まで届け出てください。

Q. 退所したい場合、どのような手続きが必要ですか？

A. 退所を希望する月の末日までに、通われている児童クラブまたはこども保育課窓口にて退所届を提出してください。退所届の提出が遅れて月を越した場合、その月の学童保育料をお支払いしていただきます。

学童保育所入所審査基準（審査票）

【基本指数】

保護者等の就労状況			基本指数	
			父親	母親
就労 居宅外	月勤務日数	勤務終了時間		
		終業時間が18時～	20	20
		終業時間が17時～17時59分	19	19
		終業時間が16時～16時59分	18	18
	月20日以上	終業時間が15時～15時59分	17	17
		終業時間が18時～	19	19
		終業時間が17時～17時59分	18	18
		終業時間が16時～16時59分	17	17
就労 居宅内	月16日以上 月20日未満	終業時間が15時～15時59分	16	16
	月20日以上	終業時間が18時～	19	19
		終業時間が17時～17時59分	18	18
		終業時間が16時～16時59分	17	17
		終業時間が15時～15時59分	16	16
	月16日以上 月20日未満	終業時間が18時～	18	18
		終業時間が17時～17時59分	17	17
		終業時間が16時～16時59分	16	16
		終業時間が15時～15時59分	15	15

【調整指数】

就労・就学の状況

※父母の状況において拘束時間の短い方を採用する。

1日の拘束時間	8時間以上	3
	6時間以上8時間未満	2
	4時間以上6時間未満	1

児童の状況

1年生	10
2年生	9
3年生	8
4年生	2
5年生・6年生	0

保護者及び家庭（同居者等）の状況

ひとり親（死亡・離婚・離婚協議中・未婚等）の場合	10
父母の1人が単身赴任、長期入院等で3ヶ月以上不在の場合	5
保育ができない事由を持たない65歳未満の同居の祖父母がいる場合	-3
児童福祉の観点から社会的養護が必要であると認められる場合	10
入所申込時点で保育料及び学童保育料の滞納が兄弟含み2ヶ月以上ある場合	-40
その他明らかに調整が必要であると認められる場合	10

保護者等の状況(就労以外)		基本指数	
		父親	母親
疾病	1ヶ月以上入院している場合(予定も含む)	20	20
	常時臥床・感染症	20	20
	一般療養(医師がおおむね1ヶ月以上保育できないと判断したもの)	12	12
看護・介護	居宅外 介護及び看護を常態(月20日程度)とする場合	20	20
	居宅内 介護及び看護を常態(月20日程度)とする場合	16	16
	上記以外の看護・介護(通院送迎等を含む)を行っている場合	12	12
障害	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳 [㊤] ～	20	20
	身体障害者手帳3級、療育手帳C	16	16
	その他保育の必要があると認められるもの(身体障害者手帳4級以下等)	10	10
災害	災害復旧等のため保育することが困難である場合	20	20
出産	出産予定月を含む前2か月、後2か月		20
就学・技能取得	就学、技能取得のために保育をすることができない場合	就労居宅外に準ずる	
求職中	求職活動を継続的に行っているまたは、就労の要件を満たさない場合	1	1
内定	就労予定(内定)であると分かる書類が提出されている場合	5	5
不存在	死亡・離婚・行方不明・拘禁など	20	20
その他	前各号の他に特に児童の保育が必要であると認められる場合	適宜調整	

【基本指数】	【調整指数】	【合計点数】
--------	--------	--------

同点の場合における優先順位

1	学年が低い児童
2	ひとり親家庭の児童
3	生活保護世帯の児童
4	生計中心者の失業により就労の必要性が高い家庭の児童
5	障害のある児童
6	兄弟姉妹で申込を行っている
7	育休復帰予定
8	市民税所得割額の低い世帯（同額の場合、収入の低い世帯を優先する）※1
9	保育料・学童保育料に滞納がない

※1：令和6年度の市民税所得割課税額から判定します。

令和6年度の課税額は2023年1月1日～12月31日の所得から決定される税額です。

備考

--

【特記事項】

- ・入所の決定は合計点数の高い者から順次決定する。
- ・同じ点数の場合、同点の場合の優先順位に基づき決定する。
- ・契約上の勤務形態と実際の勤務に著しい相違が確認できる場合、3ヶ月の実績及びシフト表等から指数を決定する。
- ・転居等による学区外通学の場合、審査における加点はしない。
- ・入所審査上の世帯とは、住民票の世帯が別であっても同一住所地である場合、同世帯とみなす。
- ・保育を必要とする事由が2つ以上ある場合、原則として、高い方の指数を決定する。
- ・夜間勤務者について、勤務終了時間から10 時間を休息時間の不在扱いとする。
ただし、夜間勤務の定義は19時から5時までの間に4時間以上働いていることとする。
- ・就労時間は休憩時間を含み、残業時間・通勤時間は含まないものとする。

- ・保護者の就労状況が申込基準に満たない場合、求職活動扱いとして指数を決定する。
- ・申請期間内に申込事由が変更となる証明書等の提出があった場合、該当する事由で指数の決定と審査期間を決定する。
- ・育児短時間勤務について、終期が明記されている場合、契約上の勤務時間で指数を決定する。
- ・保護者の就労証明書が2つ以上ある場合、就労時間を合算し、指数を決定する。
- ・居宅内外の区分について、就労証明書に記載の本人就労先事業所で判断する。
- ・勤務形態が不規則の場合、実態に即して近いと思われる項目で指数を決定する。
- ・滞納について、各月の申込締切日時点の市で確認できる収納状況によって判断する。

学童保育所入所申請書（新規・継続）

年 月 日

（宛先）白岡市長

住 所 白岡市
保護者 氏 名
電 話 （ ） （続柄： ）
緊急連絡先 （ ） （続柄： ）

次のとおり学童保育所に入所させたいので、関係書類を添えて申請します。

区 分		氏 名	入所児童 との続柄	生年月日	性別	2026年4月時点の 学年・職業等	備考 (学区外通学等)
入 所 児 童 の 家 庭 状 況	入所 児童	ふりがな	本人	年 月 日	男・女	小学校 年	
	入 所 児 童 の 世 帯 員	ふりがな		年 月 日			
		ふりがな		年 月 日			
		ふりがな		年 月 日			
		ふりがな		年 月 日			
		ふりがな		年 月 日			
入所を希望する 具 体 的 理 由		☐ 就労 ☐ その他（ ）		入所希望期間		年 月 日から 年 月 日まで	
入所を希望する 学童保育所の名称		児童クラブ	生活保護の状況		☐ 適用なし ☐ 適用あり 年 月 日保護開始		
児童の健康上・ 生活上の留意点		※ある場合、できるだけ詳細に記入してください。支援員配置の参考とします。					
2025年1月1日 現在の住所	父	白岡市内・白岡市外		2026年1月1日 現在の住所	父	白岡市内・白岡市外	
	母	白岡市内・白岡市外			母	白岡市内・白岡市外	

学童保育所入所における確認書（同意書）

以下の項目を確認の上、チェック欄に「レ」を記入し、申請者氏名欄に署名をしてください。

項目	同意事項	チェック欄
1	現在、保護者及び児童ともに住民票が白岡市にあります。（転入予定の人は、売買契約書や賃貸契約書等の書類を添付してください。）	
2	申請後、申請内容に変更があった場合は、速やかに届け出ます。届け出を提出せず入所要件が非該当になっている場合には、入所決定の取消やクラブを退所することに同意します。	
3	市が入所審査に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧することに同意します。	
4	入所辞退・休所・退所をする場合、速やかに届出をします。所定の書式を期日までに届け出なかった場合には、在籍とみなされ保育料及びおやつ代がかかります。	
5	学童保育所は集団生活の場です。他の児童へ危害を加えた場合やそのような恐れのある行為を繰り返したり、ルールや決まりが守れないときは、退所となる場合があります。	
6	保護者の就労状況確認のため、勤務先へこども保育課から問い合わせをする場合があります。	
7	学童保育料は納期限までに必ず支払います。滞納がある場合、入室選考に影響があります。	
8	学童保育所利用時間を厳守し、閉所時間（午後7時）までには必ず児童を引き取ります。	
9	「学童保育所入所のご案内」の内容を確認しました。	
10	学童保育所への入所は年度ごとになっています。次年度も利用希望の場合は必ず申請をしてください。	
11	入所希望者が定員を超える場合、「家庭でどのくらい保育を必要としているか」を点数化し、点数の高い方から順に入所を決定します。入所希望者が定員数を超えた場合、入所をご案内できない場合がございます。あらかじめご了承ください。	
12	現在兄弟姉妹を含む、保育料等（保育所保育料、学童保育料、学童おやつ代）に滞納はありますか？	☐ はい ☐ いいえ
13	保育料は在籍期間に応じて発生します。利用の有無による日割り計算は行いません。	
14	就学援助を受給されている方は、申請により学童保育料を免除することができます。免除申請は年度ごとに必要です。免除資格をお持ちでも、申請がない場合には免除対象とはなりません。	
15	保護者等が保育可能な日（就労がない日等）は、学童保育所の利用はご遠慮ください。家族の時間を大切にしてください。	

上記事項について確認し、その内容に同意します。

令和 年 月 日 申請者（保護者）氏名 _____

学童保育所入所申請書（新規・継続）

記入例

（宛先）白岡市長

住所 白岡市 千駄野432番地
保護者氏名 白岡 太郎
電話 090 (1111) **** (続柄： 父)
緊急連絡先 080 (2222) **** (続柄： 母)

次のとおり学童保育所に入所させたいので、関係書類を添えて申請します。

区分	氏名	入所児童との続柄	生年月日	性別	2026年4月時点の学年・職業等	備考 (学区外通学等)
入所児童の家庭状況	入所児童 ふりがな しらかわ りひと 白岡 梨人	本人	2019年8月11日	男・女	〇〇 小学校 1 年	
	入所児童 ふりがな しらかわ たろう 白岡 太郎	父	1989年9月30日		会社員	
	入所児童 ふりがな しらかわ りえ 白岡 梨枝	母	1990年8月31日		会社員	
	入所児童 ふりがな しらかわ りこ 白岡 梨子	妹	2022年3月9日		幼稚園児	
	世帯員 ふりがな		年 月		入所希望期間は最長でその年度の年度末までとなります。4月以降も入所を希望する場合は、新たに申込が必要です。	
	世帯員 ふりがな		年 月			
入所を希望する 具体的理由	☒ 就労 ☐ その他 ()		入所希望期間		令和8年4月 1日から 令和9年3月31日まで	
入所を希望する 学童保育所の名称	〇〇 児童クラブ		生活保護の状況		☒ 適用なし ☐ 適用あり 年 月 日保護開始	
児童の健康上・ 生活上の留意点	※ある場合、できるだけ詳細に記入してください。支援員配置の参考とします。					
2025年1月1日 現在の住所	父	白岡市内・白岡市外		2026年1月1日 現在の住所	父	白岡市内・白岡市外
	母	白岡市内・白岡市外			母	白岡市内・白岡市外

全ての項目をよく確認した上でチェックしてください

学童保育所入所における確認書（同意書）

以下の項目を確認の上、チェック欄に「レ」を記入し、申請者氏名欄に署名をしてください。

項目	同意事項	チェック欄
1	現在、保護者及び児童ともに住民票が白岡市にあります。（転入予定の人は、売買契約書や賃貸契約書等の書類を添付してください。）	✓
2	申請後、申請内容に変更があった場合は、速やかに届け出ます。届け出を提出せず入所要件が非該当になっている場合には、入所決定の取消やクラブを退所することに同意します。	✓
3	市が入所審査に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧することに同意します。	✓
4	入所辞退・休所・退所をする場合、速やかに届出をします。所定の書式を期日までに届け出なかった場合には、在籍とみなされ保育料及びおやつ代がかかります。	✓
5	学童保育所は集団生活の場です。他の児童へ危害を加えた場合やそのような恐れのある行為を繰り返したり、ルールや決まりが守れないときは、退所となる場合があります。	✓
6	保護者の就労状況確認のため、勤務先へこども保育課から問い合わせをする場合があります。	✓
7	学童保育料は納期限までに必ず支払います。滞納がある場合、入室選考に影響があります。	✓
8	学童保育所利用時間を厳守し、閉所時間（午後7時）までには必ず児童を引き取ります。	✓
9	「学童保育所入所のご案内」の内容を確認しました。	✓
10	学童保育所への入所は年度ごとになっています。次年度も利用希望の場合は必ず申請をしてください。	✓
11	入所希望者が定員を超える場合、「家庭で育ち、点数の高い方から順に入所を決定し、入所をご案内できない場合がございます。また、滞納がある場合、審査の際に減点となります。	✓
12	現在兄弟姉妹を含む、保育料等（保育所保育料、学童保育料、学童おやつ代）に滞納はありますか？	☐ はい ☒ いいえ
13	保育料は在籍期間に応じて発生します。利用の有無による日割り計算は行いません。	✓
14	就学援助を受給されている方は、申請により学童保育料を免除することができます。免除申請は年度ごとに必要です。免除資格をお持ちで、申請がない場合には免除対象とはなりません。	✓
15	保護者等が保育可能な日、家族の時間を大切にしてください。日付と申請者氏名を忘れずに記入してください。	✓

上記事項について確認し、ご同意ください。

令和 7 年 11 月 4 日 申請者（保護者）氏名 白岡 太郎

就労証明書

白岡市長

宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	—		—	
担当者名				
記載者連絡先	—		—	

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄															
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()															
2	フリガナ																
	本人氏名													生年月日 年 月 日			
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期		期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)				年 月 日 ~ 年 月 日									
4	本人就労先事業所	名称															
		住所															
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()															
6	就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分 (うち休憩時間 分)				
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐								
		一月当たりの就労日数						月間 日		一週当たりの就労日数		週間 日					
		平日		時		分		~		時		分 (うち休憩時間 分)					
		土曜		時		分		~		時		分 (うち休憩時間 分)					
		日祝		時		分		~		時		分 (うち休憩時間 分)					
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間			☐ 月間 ☐ 週間		時間		分 (うち休憩時間 分)								
		就労日数			☐ 月間 ☐ 週間		日										
		主な就労時間帯 ・シフト時間帯			時		分 ~		時		分 (うち休憩時間 分)						
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月		年 月				年月		年 月				年月		年 月	
		日／月		時間／月				日／月		時間／月				日／月		時間／月	
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日															
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日															
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日															
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日															
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯 ・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)															
13	保育士等としての勤務実態 の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無															
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定															
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否															
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否															
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日															
18	備考欄																
19	保護者記載欄	児童名				生年月日				施設名				☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)			
						年 月 日											
		児童名				生年月日				施設名				☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)			
						年 月 日											
		児童名				生年月日				施設名				☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)			
						年 月 日											

宛

記入例

記載者連絡先 03 — 9876 — 〇〇〇〇

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

14

就勞証明書

白岡市長 宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	—		—	
担当者名				
記載者連絡先	—		—	

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																	
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()																	
2	フリガナ																		
	本人氏名	生年月日 年 月 日																	
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期	期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)			年 月 日 ~ 年 月 日													
4	本人就労先事業所	名称																	
		住所																	
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()																	
6	就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分 (うち休憩時間 分)						
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐										
		一月当たりの就労日数			月間			日			一週当たりの就労日数			週間			日		
		平日			時			分 ~			時			分 (うち休憩時間 分)					
		土曜			時			分 ~			時			分 (うち休憩時間 分)					
		日祝			時			分 ~			時			分 (うち休憩時間 分)					
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間		☐ 月間		☐ 週間		時間		分 (うち休憩時間 分)									
		就労日数		☐ 月間		☐ 週間		日											
主な就労時間帯・シフト時間帯		時		分 ~		時		分 (うち休憩時間 分)											
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月	年 月			年月	年 月			年月	年 月								
		日／月		時間／月			日／月		時間／月			日／月		時間／月					
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																	
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																	
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																	
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日																	
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																	
13	保育士等としての勤務実 態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無																	
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定																	
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																	
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																	
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日																	
18	備考欄																		
19	保護者記載欄	児童名		生年月日			施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)										
				年 月 日															
		児童名		生年月日			施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)										
				年 月 日															
		児童名		生年月日			施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)										
				年 月 日															

就労証明書

白岡市長宛

事業者様へお願い
記載要領をご確認の上、ご記入をお願いいたします。

記入例

証明日	西暦	2025	年	10	月	10	日
事業所名	株式会社□□○○						
代表者名	埼玉 次郎						
所在地	埼玉県さいたま市○□△						
電話番号	048	—	1234	—	○○○○		
担当者名	×× ××						
記載者連絡先	048	—	1234	—	○○○○		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																																																										
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☒ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()																																																										
2	フリガナ	シラオカ リエ																																																										
	本人氏名	白岡 梨枝																																																										
		生年月日 1990 年 8 月 31 日																																																										
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2013 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日																																																										
4	本人就労先事業所	名称 株式会社□□○○ ○○支店																																																										
		住所 埼玉県○○市○○ △丁目△番地																																																										
5	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員																																																										
		☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()																																																										
6	就労時間 (固定就労の場合)	<table><tr><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>祝日</td><td rowspan="2">合計 時間</td><td rowspan="2">月間 160 時間 0 分 (うち休憩時間 1200 分)</td></tr><tr><td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td colspan="2">一月当たりの就労日数</td><td colspan="2">月間 20 日</td><td colspan="2">一週当たりの就労日数</td><td colspan="2">週間 5 日</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">平日 9 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 60.00 分)</td><td colspan="8"></td></tr><tr><td colspan="2">土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)</td><td colspan="8"></td></tr><tr><td colspan="2">日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)</td><td colspan="8"></td></tr></table>	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間 160 時間 0 分 (うち休憩時間 1200 分)	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	一月当たりの就労日数		月間 20 日		一週当たりの就労日数		週間 5 日				平日 9 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 60.00 分)										土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)										日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)									
月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間 160 時間 0 分 (うち休憩時間 1200 分)																																																			
☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐																																																					
一月当たりの就労日数		月間 20 日		一週当たりの就労日数		週間 5 日																																																						
平日 9 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 60.00 分)																																																												
土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																												
日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																												
	就労時間 (変則就労の場合)	<table><tr><td>合計時間</td><td>☐ 月間 ☐ 週間 時間</td><td rowspan="3">変則労働の場合には、直近のシフト表を必ず添付してください</td></tr><tr><td>就労日数</td><td>☐ 月間 ☐ 週間 日</td></tr><tr><td>主な就労時間帯・シフト時間帯</td><td>時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)</td></tr></table>	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間	変則労働の場合には、直近のシフト表を必ず添付してください	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 日	主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																			
合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間	変則労働の場合には、直近のシフト表を必ず添付してください																																																										
就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 日																																																											
主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																											
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	<table><tr><td>年月</td><td>2024 年 2 月</td><td>年月</td><td>2024 年 1 月</td><td>年月</td><td>2023 年 12 月</td></tr><tr><td>19 日 / 月</td><td>152.00 時間 / 月</td><td>19 日 / 月</td><td>152.00 時間 / 月</td><td>14 日 / 月</td><td>112.00 時間 / 月</td></tr></table>	年月	2024 年 2 月	年月	2024 年 1 月	年月	2023 年 12 月	19 日 / 月	152.00 時間 / 月	19 日 / 月	152.00 時間 / 月	14 日 / 月	112.00 時間 / 月																																														
年月	2024 年 2 月	年月	2024 年 1 月	年月	2023 年 12 月																																																							
19 日 / 月	152.00 時間 / 月	19 日 / 月	152.00 時間 / 月	14 日 / 月	112.00 時間 / 月																																																							
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																										
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☒ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2024 年 7 月 6 日 ~ 2026 年 5 月 9 日																																																										
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																										
11	復職(予定)年月日	☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2026 年 5 月 10 日																																																										
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2026 年 4 月 1 日 ~ 2027 年 3 月 31 日																																																										
		主な就労時間帯・シフト時間帯 9 時 0 分 ~ 16 時 0 分 (うち休憩時間 60 分)																																																										
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無																																																										
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定																																																										
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																																																										
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																																																										
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日																																																										
18	備考欄	例) 12月の勤務実績については子供が病気になったため勤務日数・時間が少なくなっています。																																																										
19	保護者記載欄	<table><tr><td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td rowspan="2">☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)</td></tr><tr><td>白岡 梨人</td><td>2019 年 8 月 11 日</td><td>○○児童クラブ</td></tr><tr><td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td rowspan="2">☒ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td></tr><tr><td>白岡 梨子</td><td>2022 年 3 月 9 日</td><td>○○幼稚園</td></tr><tr><td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td rowspan="2">☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td></tr><tr><td></td><td>年 月 日</td><td></td></tr></table>	児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)	白岡 梨人	2019 年 8 月 11 日	○○児童クラブ	児童名	生年月日	施設名	☒ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)	白岡 梨子	2022 年 3 月 9 日	○○幼稚園	児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)		年 月 日																																						
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)																																																									
白岡 梨人	2019 年 8 月 11 日	○○児童クラブ																																																										
児童名	生年月日	施設名	☒ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																									
白岡 梨子	2022 年 3 月 9 日	○○幼稚園																																																										
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																									
	年 月 日																																																											

誓 約 書

白岡市長 様

私の求職活動状況については、次のとおり申告します。

学童保育所の入所の申込みをしましたが、現在求職活動中のため「勤務証明書」の提出ができません。今後、就労を開始した場合、すみやかに就労証明書を提出することを誓約します。

なお、入所後2か月以内に就労せず、また、他の入所基準も満たしていない場合は、退所することに同意します。

令和 年 月 日

住 所 _____

申 込 者 氏 名 _____

児 童 氏 名 _____

申込クラブ名 _____